

○高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

昭和 55 年 7 月 14 日

条例第 17 号

注 平成 3 年 12 月 19 日条例第 24 号から条文注記入る。

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成を図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

(平 14 条例 30・平 16 条例 18・一部改正)

(定義)

第 1 条の 2 この条例において「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭(その児童が父又は母の配偶者(規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されている家庭を除く。)をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

4 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

(平 16 条例 18・追加、平 17 条例 17・平 21 条例 18・平 24 条例 11・一部改正)

(対象者)

第 2 条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する者のうち、次に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭の児童及び父又は母

(2) 養育者が養育する前条第 4 項各号に掲げる児童及び養育者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費(第 4 号に規定する者にあつては入院時食事療養費を除く。)の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(3) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者

(4) 高槻市老人医療費の助成に関する条例(昭和 46 年高槻市条例第 55 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(5) 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年高槻市条例第 70 号)の規定により医療費の助成を受けることができる者

(平 3 条例 24・平 8 条例 21・平 10 条例 25・平 11 条例 13・平 14 条例 30・平 16 条例 18・平 18 条例 13・平 18 条例 39・平 19 条例 31・平 20 条例 7・平 24 条例 11・平 26 条例 55・一部改正)

(所得の制限)

第 2 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としてしない。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)の前年の**所得**(1 月から 6 月までの間にこの条例の適用を受けようとする者については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者又はそのひとり親等の扶養義務者(民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者をいう。)で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の**所得**が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財その他規則で定める財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までの間における対象者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3 第 1 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平 16 条例 18・追加)

(助成の範囲)

第 3 条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費(指定訪問看護に要した費用を除く。)について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主

又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法に規定する被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)(以下「対象者等」という。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額及び入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(低所得者その他の規則で定める者に係るものを除く。)を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者等の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(平 16 条例 18・全改、平 18 条例 39・平 26 条例 55・平 27 条例 49・一部改正)

(助成の方法)

第 4 条 医療費の助成は、市が助成額に相当する額を、市と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)に支払うことによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平 8 条例 21・平 14 条例 30・平 16 条例 18・平 19 条例 31・一部改正)

(一部自己負担額の支払方法)

第 4 条の 2 前条本文に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、一部自己負担額を契約医療機関に支払うものとする。

(平 16 条例 18・追加)

(医療証の申請)

第 5 条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づいて、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(平 16 条例 18・一部改正)

(助成の実施時期)

第 6 条 第 3 条の規定による医療費の助成は、前条第 1 項の規定による医療費の助成申請のあった日の属する月の初日(新たに住民となった日の属する月に申請をした場合にあつては、当該住民となった日)から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第 1 項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 14 日以内にその申請をしたときは、当該助成は、その理由が生じた日の属する月の初日(当該月の途中において新たに住民となった場合にあつては、当該住民となった日)から適用する。

(平 14 条例 30・平 16 条例 18・一部改正)

(医療証の提示)

第 7 条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、契約医療機関において医療を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(平 16 条例 18・平 19 条例 31・一部改正)

(損害賠償との調整)

第 8 条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(平 16 条例 18・一部改正)

(不正利得の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(平 16 条例 18・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第 10 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 16 条例 18・平 19 条例 31・一部改正)

(届出)

第 11 条 受給者は、規則で定めるところにより、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

(平 14 条例 30・一部改正)

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条及び第 6 条から第 9 条までの規定は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

2 昭和 55 年 9 月 30 日までの間において第 5 条第 1 項の規定による申請をした者に係る第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前条第 1 項の規定による申請のあつた日の属する月の初日」とあるのは「昭和 55 年 10 月 1 日」とする。

3 平成 10 年 7 月 31 日において、第 5 条第 2 項に規定する母子家庭医療費の助成を受けることができる者のうち、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成 10 年政令第 224 号。以下「政令」という。)第 1 条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令により、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当しなくなつた者で、政令第 1 条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令による所得基準を適用した場合において、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に該当することとなる者については、平成 11 年 10 月 31 日までの間は、同条第 1 項及び第 2 項に規定する者とみなす。

(平 10 条例 23・追加)

附 則(昭和 56 年 12 月 23 日条例第 36 号)

この条例は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 26 日条例第 1 号)抄

- 1 この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 29 日条例第 4 号)抄

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 26 日条例第 3 号)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 62 年 4 月 1 日前に行われた療養に関する保険給付に係る改正前の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例、高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 12 月 19 日条例第 24 号)

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 10 月 1 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の規定、高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例第 2 条第 3 項、第 3 条及び第 4 条の規定及び高槻

市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第3条、第4条及び第5条の規定は、平成8年9月1日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則(平成10年10月2日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、平成10年8月1日から適用する。
- 3 高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和60年高槻市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成10年12月18日条例第25号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年7月13日条例第13号)抄

- 1 この条例は、平成11年8月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定、附則第3項中高槻市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和60年高槻市条例第4号)第2条第1項の改正規定(「又は組合員」を「、組合員又は加入者」に改める部分に限る。)及び同条第2項第4号の改正規定(「前項第2号」を「前項第1号」に改める部分を除く。)並びに附則第5項から第8項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第15号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後の医療に係る医療費から適用する。

附 則(平成14年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 23 日条例第 18 号)抄

- 1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
- 3 改正後の高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、高槻市老人医療費の助成に関する条例(以下「新老人医療条例」という。)及び高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 16 年 11 月 1 日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日条例第 39 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、高槻市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 20 日条例第 31 号)抄

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日条例第 7 号)抄

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高槻市老人医療費の助成に関する条例、高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日条例第 55 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び高槻市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。